

## 東北圏広域地方計画変更に関する有識者懇談会規約(案)

## (名称)

第1条 本懇談会は、東北圏広域地方計画変更に関する有識者懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 懇談会は、東日本大震災を踏まえ、東北圏における国土形成計画法(昭和25年法律第205号)(以下「法」という。)第9条第1項に基づき定められた東北圏広域地方計画を変更するため、法第10条第5項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くために設置する。

## (構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験を有する者(以下「委員」という。)をもって、構成する。

2 次条に規定する座長が意見を聴くために必要と認めた場合には、委員以外の者を招聘することができる。

3 委員は非常勤とし、その任期は、東北圏広域地方計画が変更された日の属する月の末日までとする。

## (座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により、選任する。

3 座長は、懇談会の議長を務め、議事を整理する。

4 座長は、副座長を指名する。

5 副座長は、座長が懇談会に出席できない場合には、その職務を代理する。

## (議事の公開)

第5条 懇談会は、公開とする。ただし、公開することが適切でないと懇談会が認める場合には、非公開とする。

2 懇談会終了後、速やかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除き、会議資料とともに公開する。ただし、公開することが適切でないと懇談会が認める場合には、非公開とする。

## (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室において処理する。

## (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規約は、平成24年6月15日から施行する。

別 表

(敬称略、五十音順)

- 今村 文彦 東北大学災害科学国際研究所 副所長
- 柴田 洋雄 美しい山形・最上川フォーラム会長
- 鈴木 浩 福島大学 名誉教授
- 中出 文平 長岡技術科学大学 副学長
- 服部 昭 八戸大学 名誉教授
- 浜岡 秀勝 秋田大学大学院工学資源研究科 准教授
- 宮原 育子 宮城大学事業構想学部 教授
- 若菜 千穂 特定非営利活動法人 いわて地域づくり支援センター 常務理事
- 渡邊 明 福島大学共生システム理工学類 教授